

【背景・課題】

- ・ 佐渡市が保有する公共施設は、合併前10か市町村から、それぞれ整備されたものが、引き継がれています。
- ・ 公共施設の多くは、経年による施設の老朽化や設備・機能の低下が進んでいます。今後、大規模改修や更新が集中する時期を迎えることになります。
- ・ 少子高齢化、人口減少が進む中、全ての公共施設を現在の姿のまま維持し続けることは、市政経営に大きな負担となってきます。



真に必要なサービスにまで影響を及ぼしてしまう恐れがあります。



公共施設あり方検討会議について

【検討会議設置の趣旨】

公共施設を取り巻く現状と課題を市民と共有し、現役世代はもとより、次の世代が過度の負担を背負うことなく、安心して快適に暮らすことができる将来のまちづくり・地域づくりを見据えながら、公共施設適正配置の基本方針の策定に向けた議論を行うため、佐渡市公共施設あり方検討会議を開催する。（佐渡市公共施設あり方検討会議開催要綱 第1条）

👂 『佐渡市』として、今後の公共施設のあり方について、一緒に考えていきましょう。

【検討会議のゴール（目的）】

公共施設総合評価結果 （「たたき台」）

施設情報（稼働率、老朽度、収支状況）と立地状況（アクセス、防災、集積性）、各種計画との整合性等から分析を行い、専門的（建築、都市計画等）見地から総合的、客観的に評価を行ったもの

財産分類ごとに再編・再配置の方策について検討

- ・ 適正な施設数と必要な機能
- ・ 施設の効率的・効果的な利活用に向けた、管理主体（市か民間か）や管理手法（指定管理など）の見直し
- ・ 利用圏域を考慮した配置バランス

公共施設適正配置の基本方針

会議の意見を踏まえ、佐渡市が決定します。



公共施設あり方検討会議について

【組織】

佐渡市公共施設あり方検討会議

《委員》14名

《アドバイザー》

《ファシリテーター》

- ・ 座長（職務代理）
検討会議を代表し、会務を総理する。
- ・ ファシリテーター
座長を補佐し、円滑な合意形成に向けた論点の整理や意見のとりまとめを行う。
- ・ アドバイザー
専門的見地から委員会の所掌事項に関する助言等を行う。



公共施設あり方検討会議について

【会議の性格】

附属機関	地方自治法（第138条の4第3項）の規定により、法律又は条例に基づき設置された機関。
懇談会	要綱等の定めるところにより、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市が開催する懇談会、懇話会をいう。

【会議の公開等】

会議は原則公開で行います。

議事録：「A委員」「B委員」として議事録（要旨）を作成し、HP等で公開する。

報道機関への要請：どの委員がどのような発言をしたか、特定されるような報じ方はしないよう要請しています。

【その他】

- ・報酬等：1開催あたり謝礼（委員 5,300円、座長 5,800円）に加えて交通費を規定によりお支払いたします。
- ・会議設定：委員方々のお仕事等に極力支障が出ないように、平日夜間や土日に会議設定を行いたいと考えています。